

## 4.5 緑地配置方針に係る施策

緑地配置方針に係る施策は、「緑地の保全に係る施策」と「緑地の創出に係る施策」に大別され、それぞれは、緑の種別や所有形態により細分されます。

ここでは、このような施策の分類に基づいて、緑に係る法制度等や事業制度を踏まえ、4つのゾーン及び2つのベルトにおける緑地配置上の基本方針に対応した具体的な緑の施策を定めます。

「やま」ゾーン	基本方針	施策
<p>自然に恵まれた「やま」の緑は、伊勢原市の都市環境保全やシンボル景観など、重要な役割を有しており、恒久的な保全を目指します。</p> <p>また、大山及び日向観光などをはじめ、市民の自然体験や森づくりなど、自然度の高い緑とのふれあいの創出を目指します。</p>	<p>①森林の総量の確保</p> <p>②観光振興と連携する 森づくり</p> <p>③山の緑とのふれあい ネットワークの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園地域の保全</li> <li>・自然環境保全地域の保全</li> <li>・保安林等の保全・育成</li> <li>・森林の整備</li> <li>・自然体験の場の整備</li> <li>・自然とのふれあいの路の整備</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">地域制緑地等の保全・育成により「やま」の緑を守り、公共施設緑地の整備・緑化により「やま」の緑と共生する観光地や自然体験の場を創出する施策の展開を図ります。</p>

「おか」ゾーン	基本方針	施策
<p>自然の緑と集落地の緑が調和する「おか」の緑は、「やま」の緑を「まち」につなぐ重要な役割を有し、豊かな農村文化と身近な動植物に恵まれた里山環境を形成しています。これらの里山環境を構成する緑の保全・育成を推進し、魅力ある地域の創造を目指します。</p> <p>また、県立いせはら塔の山緑地公園や第二東名自動車道、国道246号バイパス（厚木秦野道路）の整備においては、豊かな里山環境と調和した土地利用を図るとともに、周辺の自然環境への影響を軽減する緑地等の整備を目指します。</p>	<p>①里山環境を構成する 緑の保全・育成</p> <p>②自然と結びついた 大規模な緑地公園の整備</p> <p>③里山環境と調和する 新たな緑地軸の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林等の保全</li> <li>・農用地の保全</li> <li>・里山とのふれあいと体験の場の整備（谷戸田の保全等）</li> <li>・水環境の整備（親水遊歩道の整備等）</li> <li>・境内林及び周辺樹林地の保全</li> <li>・文化財周辺緑地の保全</li> <li>・保存樹木の保全</li> <li>・生活道路の緑化</li> <li>・大規模緑地公園等の整備</li> <li>・第二東名自動車道、国道246号バイパス（厚木秦野道路）の緑化</li> <li>・新たな土地利用に向けた緑化誘導</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">地域制緑地等の保全・育成の施策を柱に里山環境を構成する緑を守り、公共施設緑地の整備・緑化により里山環境と調和した緑を創出する施策展開を図ります。</p>

「まち」ゾーン	基本方針	施策
<p>緑の量的不足の著しい中心市街地において、重点的に公共施設等の緑化推進を図り、都市の顔に相応しい緑を創出するとともに、緑のプロムナードや住区基幹公園の整備、民有地の緑化誘導により緑の面的な展開を図り、花と緑に溢れた「まち」を目指します。</p> <p>また、子どもたちの身近な自然とのふれあいの場として、市街地に残る樹林地の保全を図り、生態系の回廊形成を目指します。</p>	<p>①伊勢原駅周辺地区等の重点的な緑化の推進</p> <p>②「おか」や「さと」に連なる緑のプロムナードの形成</p> <p>③「まち」に残存する樹林地の保全</p> <p>④生産緑地等の保全・活用</p> <p>⑤住区基幹公園の整備・改善</p> <p>⑥緑豊かな街角形成</p> <p>⑦民有地の緑化誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化重点地区の設定</li> <li>・主要道路の緑化</li> <li>・緑地等の整備</li> <li>・その他の公共施設等の緑化</li> <li>・商業・業務地の緑化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路の緑化</li> <li>・生活道路の緑化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区の指定</li> <li>・市民緑地の設置</li> <li>・境内林及び周辺樹林地の保全</li> <li>・保存樹木・保存樹林の指定</li> <li>・文化財周辺緑地の保全</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の指定等</li> <li>・市民農園の整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園整備計画</li> <li>・街区公園の整備</li> <li>・近隣公園の整備</li> <li>・既設公園の改良・改善</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の緑化</li> <li>・公共施設等の緑化</li> <li>・街角花壇の整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地の緑化</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>様々な制度を活用して、地域制緑地の保全により緑を守り、また公共施設緑地の整備・緑化により緑を創出する総合的な施策展開を図ります。</p> </div>

「さと」ゾーン	基本方針	施策
<p>「さと」の緑の大部分を占める農地は、良好な緑として保全し、市民とのふれあい空間としての利用を目指します。特に小川や水路は、子どもの自然体験や散策路としての活用を目指します。</p> <p>集落地の樹木などの緑は、樹林地の少ない「さと」では貴重な存在であることから、その保全を目指します。また、集落地では、身近な遊び場や憩いの場の創出を目指します。</p>	<p>①農地とのふれあい空間形成</p> <p>②小川や水路の親水性及び多自然性の向上</p> <p>③集落地の緑の保全</p> <p>④集落地における「憩いの場」の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の保全</li> <li>・市民農園の整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境の整備（親水遊歩道の整備等）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境内林及び周辺樹林地の保全</li> <li>・保存樹木の指定等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地広場等の整備</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地域制緑地(農用地など)の保全により緑を守り、また公共施設緑地の整備・緑化により緑を創出し、農地とのふれあい空間を形成する施策展開を図ります。</p> </div>

「歌川・渋田川」ベルト	基本方針	施策
<p>各ゾーンを結ぶ緑の主軸形成を目指します。そのために、歌川・渋田川の散策路整備を行うとともに、長期計画として将来的な河川改修整備時にあたっては、親水整備や多自然整備等に努めるなど、水辺の回廊形成のための配慮を求めています。また、第二東名自動車道の高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備や土地区画整理事業地における公園の適正配置、日向街道の緑化を行います。</p> <p>特に、伊勢原市総合運動公園や市民の森ふじやま公園、丸山城址公園等は、公園機能を連携させて緑のレクリエーション拠点の形成を目指します。また、「おか」と「まち」との結節機能を強化させます。</p>	<p>①「歌川・渋田川」 水辺の回廊の形成</p> <p>②都市公園の連携によるレクリエーション拠点の形成</p> <p>③第二東名自動車道を利用した公園緑地整備</p> <p>④土地区画整理事業による 新たな緑の創出</p> <p>⑤日向街道の沿道緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の保全</li> <li>・河川環境の整備（散策路整備等）</li> <li>・緑化重点地区の設定</li> <li>・都市公園の整備・改良</li> <li>・連絡散策路の整備</li> <li>・高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備</li> <li>・住区基幹公園等の整備</li> <li>・住宅地の緑化</li> <li>・工場・事業所の緑化</li> <li>・道路緑化</li> <li>・沿道環境の美化</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">河川、道路、都市公園などの公共施設緑地の整備・創出を柱にして、緑の骨格の主軸を形成する施策展開を図ります。</p>

「鈴川」ベルト	基本方針	施策
<p>各ゾーンを結ぶ緑の主軸形成を目指します。鈴川の河川改修整備にあたっては、親水整備や多自然整備等に努めるなど、水辺の回廊形成のための配慮を求めています。また、河畔林の保全・創出、大山街道の緑化を行います。</p> <p>県立いせはら塔の山緑地公園との緑の連続性に配慮し、鈴川工業団地の緑化推進を図るとともに、終末処理場周辺の環境に配慮した、多様な活動が可能な広場機能が充実した都市公園の整備を進めます。また、鈴川工業団地内にある市ノ坪公園と鈴川公園は、公園機能を分担・連携させ、緑の保全・創出による「おか」、「まち」、「さと」との結節機能を強化させます。</p>	<p>①「鈴川」水辺の回廊の形成</p> <p>②緑の結節機能の強化</p> <p>③第二東名自動車道を利用した公園緑地整備</p> <p>④大山街道の沿道緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の保全</li> <li>・河畔林の保全</li> <li>・河川環境の整備（散策路整備等）</li> <li>・緑化重点地区の設定</li> <li>・工場・事業所の緑化</li> <li>・既設公園の改良・改善</li> <li>・都市公園の整備</li> <li>・高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備</li> <li>・道路緑化</li> <li>・沿道環境の美化</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">河川、道路、都市公園などの公共施設緑地の整備・創出を柱にして、緑の骨格の主軸を形成する施策展開を図ります。</p>

次に各ゾーン及びベルトにおける施策の具体的な内容を示します。

## (1) 「やま」ゾーン

### ①『森林の総量の確保』に係る施策

○自然公園地域の保全	・丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園地域の指定区域を継続し、保全に努めます。
○自然環境保全地域の保全	・大山・日向自然環境保全地域の指定区域を継続し、保全に努めます。
○保安林等の保全・育成	・自然公園地域及びその周辺に広がる保安林等の保全に努めます。

### ②『観光振興と連携する森づくり』に係る施策

○森林の整備	・日向地区や大山地区の登山道や林道沿いの森林を対象に、市民や観光客を対象とした森林体験など、観光振興と連携して、間伐や枝打ち、苗木植栽、また広葉樹林への更新など、保安林等の森林整備を推進します。
○自然体験の場の整備	・鈴川の自然環境の再生に努めるとともに、階段護岸等の整備などにより、親水性向上のための配慮を求めています。 ・日向川の良い自然環境の保全・育成を図りながら、歴史・文化資源やキャンプ場などの既存施設周辺で、散策や親水体験等の自然体験の場の整備を図り、自然に恵まれたエコツーリズムの観光地を推進します。 ・日向ふれあい学習センター周辺において、子どもの森林体験の場を創出します。

### ③『山の緑とのふれあいネットワークの充実』に係る施策

○自然とのふれあいの路の整備	・大山、日向、聖峰等では、登山道等の改善を行うとともに、点在する文化財や生活道路等を取り込んだ新規ネットワーク形成を図り、サイン、休憩施設等の施設整備や大山道の学術的な調査研究・マップ等の作成により、散策路等の質の向上を図ります。
----------------	---

## (2) 「おか」ゾーン

### ① 『里山環境を構成する緑の保全・育成』に係る施策

○保安林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山の緑から連なる樹林地は、保安林の新規指定を働きかけるとともに、市民活動のふれあいの場としての里山保全と利用の推進に取り組みます。</li> <li>・集落地やその周辺の樹林地は、里山環境を構成する貴重な緑として保全に努めます。</li> </ul>
○農用地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域の良好な農用地の保全に努めます。</li> </ul>
○里山とのふれあいと体験の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸田保全整備として遊休水田を活用し、市民が農業を体験できる場を提供します。</li> <li>・三ノ宮地区に広がる果樹園など、市民が果樹園芸を体験できる場として活用します。</li> </ul>
○水環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホトケドジョウなどの水生生物の生息環境を整える用水路の多自然整備を推進します。</li> <li>・日向地区では、集落地の近隣用水路など、親水遊歩道等の整備を検討します。</li> <li>・栗原川上流域のホタル生息地の保全に努めます。</li> </ul>
○境内林及び周辺樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上粕屋神社や比々多神社などの境内林やこれに隣接する周辺の良好な樹林地の保全を図ります。</li> </ul>
○文化財周辺緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実蒔原古戦場や上杉館跡、太田道灌の墓（上粕屋）などの史跡周辺の緑は、郷土の歴史を伝える緑として保全します。</li> </ul>
○保存樹木の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地の大径木や地域の名木などは、保存樹木の指定により保全に努めます。</li> </ul>
○生活道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の周辺や主要な通学路では、沿道緑化に努めます。</li> </ul>

### ② 『自然と結びついた大規模な緑地公園の整備』に係る施策

○大規模緑地公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合運動公園はその立地特性を生かし、緑の中に位置する都市的レクリエーション施設（都市基幹公園）として、遊具の充実を図るとともに、里山体験や自然観察の場の整備を推進します。</li> <li>・比々多地区に整備中の県立いせはら塔の山緑地公園は、自然環境にある緑の保全を図り、フィールドミュージアムとして自然環境と共生する公園整備を進めるとともに、周辺環境や散策路等の拠点となるようネットワークづくりを図ります。</li> </ul>
--------------	---

③『里山環境と調和する新たな緑地軸の形成』に係る施策

○第二東名自動車道、国道246号バイパス（厚木秦野道路）の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二東名自動車道や国道246号バイパス（厚木秦野道路）の広域幹線道路では、沿線の緑化やジャンクション・インターチェンジの法面緑化、交通島のビオトープなどの緑地整備を行い、自然環境に配慮した緑の復元を図ります。</li> </ul>
○新たな土地利用に向けた緑化誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域幹線道路の整備を契機とした様々な土地利用の展開に向け、里山環境の豊かな自然や潤いのある生活環境等が失われることのないよう、土地利用や開発調整に関する条例及び景観計画等の整備を推進し、都市環境に必要な緑の回復及び周辺環境に調和した緑化誘導を図ります。</li> </ul>

(3) 「まち」ゾーン

①『伊勢原駅周辺地区等の重点的な緑化の推進』に係る施策

○緑化重点地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の顔となる伊勢原駅周辺と行政センター地区を中心とする区域は、緑化重点地区として緑地協定等の緑に関する一定基準を設けるなど、緑のネットワークの核として、公共施設・民有地の緑化等、多様な都市緑化の検討を行い、重点的に緑化を図ります。</li> </ul>
○主要道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢原駅周辺及び行政センター周辺地区の道路では、街路樹や植樹帯の整備、ロードトレリスや花壇、プランターの設置など、道路環境に応じた緑化に努め、緑豊かな沿道環境の創出に努めます。また、県管理道路等においては、沿道緑化等への配慮を求めています。</li> <li>・駅前と行政センター地区を結ぶ沿道に花壇を整備して緑のプロムナードを形成します。</li> </ul>
○緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地にふさわしい緑地等の整備を検討します。</li> <li>・中心市街地の都市防災機能向上に向け、地域防災計画との整合を図りながら、周辺既設公園やオープンスペースの利用を視野に入れ、防災機能を有した新規都市公園の配置を検討します。</li> </ul>
○その他の公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所、図書館、子ども科学館、市民文化会館、駅前広場などの公共公益施設では、プランターや花壇、緑のカーテン等の設置による緑化を推進します。また、都市環境に優しいエコオフィスを推進するとともに、屋上緑化等の導入を検討します。</li> </ul>
○商業・業務地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発調整に関する条例化や景観計画等の整備により、商業地・業務店舗等の敷地内や接道部分等の適切な緑化誘導を図ります。</li> <li>・商業・店舗ビル等の屋上緑化等の推進に向け、奨励金等の緑化推進助成制度を検討します。</li> <li>・地区計画や緑地協定などにより、計画的に緑の形成を推進します。</li> </ul>

② 『「おか」や「さと」の緑に連なるプロムナードの形成』に係る施策

○主要道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路西富岡馬渡線や都市計画道路田中笠窪線等の新規整備路線では、街路樹や植樹帯の整備、ロードトレリスやプランターの設置、路肩での花づくりや法面の緑化など、道路環境に応じた緑化に努めます。また、沿道の未利用地や道路余地等を活用した緑地やポケットパークなどの整備を行います。</li> <li>・既整備路線では、プランターの設置やロードトレリスの設置、路肩での花づくりや法面の緑化など、道路環境に応じた緑化に努めます。</li> <li>・国、県の管理道路等においては、沿道緑化等への配慮を求めています。</li> </ul>
○生活道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路や通学路では、コミュニティ道路整備を推進し、身近な道路での緑化を行います。</li> </ul>

③ 『「まち」に残存する樹林地の保全』に係る施策

○特別緑地保全地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域及びその周辺に残置する樹林地は、良好な自然環境を形成している貴重な緑地として認められ、かつ緑の骨格形成のために必要と認められるものは、特別緑地保全地区の指定を検討します。</li> </ul>
○市民緑地の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域及びその周辺に残置する樹林地で、子どもの自然とのふれあいの場となっている樹林地で、かつ緑の骨格形成のために必要と認められるものは、市民緑地制度の導入を検討します。</li> </ul>
○境内林及び周辺樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢原大神宮や八幡神社（東大竹）などの境内林やこれに隣接する周辺の良好な樹林地の保全を図ります。</li> </ul>
○保存樹木・保存樹林の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例による保存樹木・保存樹林の新規指定を推進します。</li> </ul>
○文化財周辺緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎城址や八幡台住居跡、太田道灌の墓（下糟屋）などの史跡周辺の緑は、郷土の歴史を伝える緑として保全します。</li> </ul>

④ 『生産緑地等の保全・活用』に係る施策

○生産緑地地区の指定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地と調和した良好な生活環境の確保、防災時の身近な避難場所や都市公園等の用地の確保など、多様な機能を有する貴重なオープンスペースとしての生産緑地等の保全・活用を図るとともに、『伊勢原市生産緑地地区指定方針』に基づき、生産緑地地区指定を進めます。</li> </ul>
○市民農園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地や遊休農地を利用して、市街地等における自然とのふれあいの場として、市民農園を整備します。</li> </ul>

⑤『住区基幹公園の整備・改善』に係る施策

○都市公園整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園整備計画を策定し、新規公園の適正な配置及び計画的な整備を推進します。</li> <li>・また、既設公園の改修等、計画的な改善整備を推進します。</li> </ul>
○街区公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成等の開発行為等においては、開発調整に関する条例化により、規模等に応じた緑地や街区公園等の整備を適切に誘導します。</li> <li>・不足地域等の状況を把握し、土地利用転換や公共空地等を利用した公園整備を促進します。</li> <li>・既設の小面積の街区公園は、必要に応じて隣接地を確保して面積を広げるなど、公園機能の充実及び防災性の向上を図ります。</li> </ul>
○近隣公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の指定解除や土地利用転換の機会及び公共用地の再利用などを捉え、近隣公園の整備を推進します。</li> <li>・近隣公園は、近隣住区の単位でもある小学校区に1カ所を配置の基準に、不足地域への配置を検討します。</li> </ul>
○既設公園の改良・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設公園の配置や利用状況に応じた公園機能の在り方を検証し、相互連携による機能充実と規模や地域特性に応じた防災機能を付加したネットワーク化を図られるよう、計画的に改良・改善を行います。</li> <li>・少子高齢化社会に対応した公園整備に向け、高齢者に優しい公園、元気な子供を育てる公園、バリアフリーの公園、花壇づくりや腐葉土づくりなどの特色ある公園やワークショップなどの市民参加で育まれる公園など、機能性・快適性等を確保するための工夫のある都市公園の改良・改善を図ります。</li> </ul>

⑥『緑豊かな街角形成』に係る施策

○学校の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校や中学校などの校庭緑化及び都市環境にやさしい緑のカーテン等を推進します。</li> </ul>
○公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館などの公共公益施設の敷地内緑化及び都市環境に優しいエコオフィスを目指すとともに、緑のカーテン等の緑化推進を図ります。</li> </ul>
○街角花壇の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点や歩道、道路余地などを活用した街角花壇の整備を推進します。</li> </ul>



⑦『民有地の緑化誘導』に係る施策

○住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣助成制度を検討し、市街地内住宅地での緑化推進を図るとともに、生垣は延焼を防ぐ等の防災的な役割を果たすことから、火に強い樹木（防火樹）の植栽を働きかけます。</li> <li>・住宅団地の新設に際しては、緑地協定等により、住宅地の緑化推進を図ります。</li> <li>・既存住宅地及びその周辺の緑豊かなまち並みを形成している場所では、緑化地域の指定や地区計画等により住宅地の緑の保全推進を図ります。</li> </ul>
---------	--

(4) 「さと」ゾーン

①『農地とのふれあい空間形成』に係る施策

○農用地の保全	・市街化調整地域の良好な農用地の保全に努めます。
○市民農園の整備	・遊休農地を利用した市民農園を整備します。

②『小川や水路の水辺の親水性及び多自然性の向上』に係る施策

○水環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地内の水路や湧水地は、親水護岸整備や多自然整備などにより、水遊びやザリガニ捕りなど、子どもの自然体験の場として整備します。</li> <li>・「まち」と「さと」を結ぶ水辺空間となる筒川や矢羽根排水路などは、堤防敷などを利用した水花緑の小路を形成します。</li> <li>・伊勢原台地崖線の湧水地を保全し、湧水と生活との関わりを知ることが出来る場所として整備します。</li> </ul>
---------	--

③『集落地の緑の保全』に係る施策

○境内林及び周辺樹林地の保全	・八幡神社（小稲葉）などの境内林の保全を図ります。
○保存樹木の指定等	・集落地の大径木や地域の名木などを対象に、保存樹木の指定を推進するとともに、集落地に多く見られる生垣などの身近な緑の保全・育成を図ります。

④『集落地における「憩いの場」の整備』に係る施策

○緑地広場等の整備	・「さと」に不足している公園緑地機能の充実を図るため、地域住民の交流拠点や子どもたちの身近な遊び場として、遊休農地の利活用や集落地内のオープンスペースなど、農村環境に調和した緑地広場等の整備を検討します。
-----------	--

(5) 「歌川・渋田川」ベルト

① 『「歌川・渋田川」水辺の回廊の形成』に係る施策

○河川空間の保全	・歌川や渋田川、日向川の保全に努めます。
○河川環境の整備	・河川整備は、多自然護岸整備等による、水際植生の創出や親水性の向上などへの配慮を求めています。 ・散策路整備を行うとともに、河川空間と連動した、水辺の背景となる花づくりや河川緑地づくりを実施し、水と緑のネットワーク軸を強化します。

② 『都市公園の連携によるレクリエーション拠点の形成』に係る施策

○緑化重点地区の設定	・伊勢原市総合運動公園、市民の森ふじやま公園、丸山城址公園とその周辺地区は、緑化重点地区の設定による散策路の整備、都市公園の整備や改良の検討を行い、相互連携による機能分担を考慮したレクリエーション拠点の形成を図ります。
○都市公園の整備・改良	・丸山城址公園の整備を都市公園事業で促進します。 ・伊勢原市総合運動公園は、相互連携による機能性・快適性を確保するため、計画的な整備・改良を図ります。
○連絡散策路の整備	・伊勢原市総合運動公園、市民の森ふじやま公園、丸山城址公園を結ぶ散策路を整備します。

③ 『第二東名自動車道を利用した公園緑地整備』に係る施策

○高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備	・高架下・環境施設帯等の空間を利用して、地域コミュニティに配慮した「憩いの場」となる公園緑地整備を行います。 ・高架下・環境施設帯等の空間を利用して散策路や緑道の整備を行い、地域に調和した緑化を推進します。
---------------------------	--

④ 『土地区画整理事業による新たな緑の創出』に係る施策

○住区基幹公園等の整備	・成瀬第二特定土地区画整理事業により、街区公園3箇所及びポケットパーク1箇所を整備します。 ・歌川の水辺を生かした空間や緑道を整備します。
○住宅地の緑化	・成瀬第二特定土地区画整理事業地では、まちづくり協定や地区計画により、緑豊かな住環境の創出と育成を図ります。
○工場・事業所の緑化	・東部工業団地では、工場・事業所・店舗等の緑化を推進し、地区計画やまちづくり協定等の適切な管理運営を図り、緑豊かな工業団地の形成を推進します。

⑤『日向街道の沿道緑化』に係る施策

○道路緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向観光及び伊勢原市総合運動公園へのアプローチ区間においては、街路樹や植樹帯、花植え等の道路環境に応じた緑化に努めます。また、県管理道路等においては、沿道緑化等への配慮を求めていきます。</li> <li>・日向地区では、路肩での花づくりや法面等の緑化など、自然や歴史・文化資源が調和した地域づくりを推進します。</li> </ul>
○沿道環境の美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の公共公益施設は、緑化を推進します。</li> <li>・接道部における生垣や庭木等の民有地の緑は、沿道緑地として保全を図ります。</li> <li>・道路から眺望できる沿道環境では、花づくりを推進します。</li> </ul>

(6)「鈴川」ベルト

①『「鈴川」水辺の回廊の形成』に係る施策

○河川空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴川や板戸川の保全に努めます。</li> </ul>
○河畔林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺に近接する河畔林やその周辺の樹林地などは、市民緑地制度などにより保全に努めます。</li> </ul>
○河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備にあたっては、多自然護岸整備等による、水際植生の創出や親水性の向上などへの配慮を求めていきます。</li> <li>・管理用通路を利用した散策路の位置付けなどを検討するとともに、河川空間と連動した水辺の背景となる花づくりや河川緑地づくりを実施し、水と緑のネットワーク軸を強化します。</li> </ul>

②『緑の結節機能の強化』に係る施策

○緑化重点地区の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴川工業団地周辺を緑化重点地区とし、工場・事業所等の敷地内緑化等、建築協定の適切な管理運営を図るとともに、新規都市公園の整備及び既設公園の改良・改善、鈴川や板戸川の散策路整備など、結節点機能強化のための緑化を推進します。</li> </ul>
○工場・事業所の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴川工業団地を中心とする工場・事業所地では、敷地内の緑量を維持・育成するとともに、新たな企業の立地に際しては、緑地の割合や緑地の創出量など、緑地協定を導入し、緑豊かな工場・事業所地の形成を図ります。</li> </ul>
○既設公園の改良・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴川公園と市ノ坪公園は、総合機能を持った一体的な公園として位置づけ、相互連携による機能分担と防災機能の向上が図られるよう、鈴川公園の改良・改善を行うとともに、緑の結節機能を強化するため、豊かな緑の創出を図ります。</li> </ul>

○都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場周辺地域の環境改善効果や緑地環境の向上及び公園機能の充実に向け、処理場南側に新たな都市公園を配置するとともに、「さと」への緑の結節機能の強化を図ります。</li> </ul>
----------	--

### ③『第二東名自動車道を利用した公園緑地整備』に係る施策

○高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架下・環境施設帯等の空間を利用して、地域コミュニティに配慮した「憩いの場」となる公園緑地整備を行います。</li> <li>・高架下・環境施設帯等の空間を利用して散策路や緑道の整備を行い、地域に調和した緑化を推進します。</li> </ul>
---------------------------	--

### ④『大山街道の沿道緑化』に係る施策

○道路緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山観光のアプローチ区間においては、植樹帯や路肩での花植え等、道路環境に応じた緑化に努めます。また、県管理道路等においては、沿道緑化等への配慮を求めています。</li> <li>・大山バイパス整備は、観光地へのアプローチに相応しい、自然と観光資源が調和した特色ある沿道整備等への配慮を求めています。</li> </ul>
○沿道環境の美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山の温泉施設や駐車場等の観光施設整備など、周辺環境に調和した公共公益施設の緑化促進を図ります。</li> <li>・接道部における生垣や庭木等の私有地の緑は、沿道緑地として保全を図ります。</li> <li>・道路からの眺望を考慮し、花づくりを推進します。</li> </ul>

## 4.6 地区別計画

緑の配置に係る基本方針及び緑の配置に係る施策を踏まえ、地区別計画を整理します。  
地区別計画は、近隣住区の最小単位である各小学校区別に分けて整理を行います。

なお、各地区の計画図は、基本方針や施策等をイメージしたものです。

表 4.6.1 地区一覧

	地区名	備 考
1	大山地区	大山小学校区：やまゾーン
2	高部屋地区	高部屋小学校区：やま・おか・まちゾーン
3	比々多地区	比々多小学校区：やま・おか・まち・さとゾーン
4	緑台地区	緑台小学校区：おか・まちゾーン
5	成瀬地区	成瀬小学校区：おか・まち・さとゾーン
6	伊勢原地区	伊勢原小学校区：まちゾーン
7	桜台地区	桜台小学校区：まち・さとゾーン
8	竹園地区	竹園小学校区：まち・さとゾーン
9	石田地区	石田小学校区：まち・さとゾーン
10	大田地区	大田小学校区：まち・さとゾーン